○○○○ 株式会社 開発事業部 御中

『山本 太郎』様 賃金シミュレーション及びご提案書

シミュレーション及びご提案の前提

- 平成16年度より在職老齢年金が総報酬制となり、賞与の性格上59歳時の賞与が60歳時の年金支給停止に影響する ようになりました。
- そのため、賞与回数が年2回で、59歳時の賞与の額と60歳以後の賞与の予定額が異なる場合(賞与支給月は毎年同月とします。)、60歳時の年金受給額は次の3段階に変化します。
 - 1.59歳時の2回の賞与によって年金が支給停止される期間【部分年金第1期】
 - 2.59歳時の2回目の賞与と60歳以後の1回目の賞与によって年金が支給停止される期間【部分年金第2期】
 - 3.60歳時の2回の賞与によって年金が支給停止される期間【部分年金第3期】
- 上記の3つの期間のうち、60歳以後の条件を反映した【本来のシミュレーション】は、【部分年金第3期】になります。
- このシミュレーションは【部分年金第3期】を中心にシミュレーションし、併せて第1期~第3期の年金受給額の変動シミュレーション画面を別途提示します。
- 定額部分と報酬比例部分の年金が支給される期間(「フル年金」)は別画面によりシミュレーションします。
- 年金と高年齢雇用継続給付は実際には2ヶ月ごとの支給になりますが、1ヶ月に換算してシミュレーションしています。
- 年金の初回支給は手続の関係で、請求から4ヶ月~6ヶ月遅れることがあります。
- 〇 所得税額は扶養親族一人で計算した源泉徴収額表からの金額ですので、実際の税額とは若干異なります。
- 住民税に関しては考慮していません。

平成 19 年 1 月 1 日 中谷社会保険労務士事務所